

平成29年第5回新居浜市農業委員会農地部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成29年5月8日(月曜日) 14:30～14:54
(2) 会議の場所 市役所庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 16名

第1番	桑山尚久	第9番	秦昭一
第2番	山本健十郎	第10番	篠原修
第3番	村上勝利	第11番	加藤喜三男
第4番	寺尾俊行	第12番	小野春雄
第5番	神野賢二	第13番	岡部正明
第6番	矢野重明	第14番	岡田充
第7番	守谷博明	第15番	山下元
第8番	古川一豊	第16番	福田満壽夫

- (2) 欠席委員 なし

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	鴻上幸広	事務局次長	原道樹
係長	田中賢禪	主事	池田有里

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

- 議案第1号 農用地利用集積計画について
議案第2号 農地の所有権移転について
議案第3号 農地の転用について
議案第4号 農地の転用を伴う所有権移転等について
参考事項 農地法第18条第6項の規定による合意解約について



6 議 事

岡部部長

皆さん、こんにちは。

今期も二か月と少しとなりました。今期で変わられる方もおられますので寂しくなります。気温もかなりあがってきておりますので、農作業をする際は、気温の変化に気を付けてください。

それでは、ただいまから平成29年 第5回新居浜市農業委員会 農地部会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

なお、議案中、第1号および第2号は決議事項、第3号および第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において守谷 博明委員と古川 一豊委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号の審議に入りたいと思いますが、

1ページをご覧ください。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田4筆、畑10筆、合計面積13,810平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、50番の(1-1)さんから58番の(1-2)さんまでの9件でございます。

内訳といたしましては、期間は、2年5カ月が1件、2年11カ月が4件、4年11カ月が1件、5年5カ月が3件。利用権の種類は、いずれも使用貸借で、またいずれも新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

岡部部会長

ありがとうございました。

以上、50番から58番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、4ページをお開きください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第9番から第11番までの3件でございます。

5ページをご覧ください。

第9番は、萩生字旦ノ上、畑、2筆、2筆の合計面積562平方メートル、譲受人は、市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在、6反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、譲渡人が市外在住で申請地の管理が困難なため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

第10番は、高木町、田、1筆、面積217平方メートル、譲受人は、市内在住の(2-2)さんです。

譲受人は現在、3反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、譲受人が小作地の自作化を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、引き続き稲作を予定しております。

6ページをお開きください。

第11番は、大生院字栗林、畑、1筆、面積446平方メートル、譲受人は、市内在住の(2-3)さんです。

譲受人は現在、8反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、果樹及び季節野菜を予定しております。

第9番から第11番までの許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、

許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第9番から順に、1ページから、3ページまでとなっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

岡部部会長 ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、9番につきましては、地元農業委員であります合田 有良委員が欠席ですので、事務局より、10番につきましては、加藤 武雄委員より、11番につきましては、秦 昭一委員より報告いただきたいと思っております。

それでは、事務局からお願いします。

原事務局次長 第9番につきましては、地元農業委員であります合田委員から、申請地については、所有者が遠方のため、放棄状態であり、今回の申請により改善が期待でき、また地域との調和要件につきましても、特に問題ないこととから、許可について支障はないとの報告をいただいております。

岡部部会長 次に、加藤 武雄委員

加藤武雄委員 申請10番について、ご報告いたします。4月19日に現地調査を行いました。申請地は、以前より譲受人が耕作しており、今回、小作地の自作化を図るため、申請書を提出されました。自己保有地につきましても、適正に管理されておりますので、問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

岡部部会長 次に、秦 昭一委員

秦昭一委員 ご報告致します。申請地は、柿が数本植わっており、適正に管理されております。譲受人の自己保有地と申請地は隣接しておりますので、適正に管理できると思われまます。周辺に聴き取り調査の結果、問題ないということです。ご審議の程、よろしく願いいたします。

岡部部会長 ありがとうございます。

以上、9番から11番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案の通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めまます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中係長

議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、5件であります。

8ページをお開きください。

4番、中村二丁目、畑1筆、申請人は、(3-1)さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟) 86.95平方メートル、一体利用地として、宅地 93.19平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

5番、萩生 字旦ノ上、田1筆、申請人は、(3-2)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

6番、萩生 字旦ノ上、田1筆、申請人は、(3-3)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

9ページをご覧ください

7番、萩生 字旦ノ上、田2筆、申請人は、(3-4)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

8番、御蔵町、畑1筆、申請人は、(3-5)さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟) 181.68平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、4番から8番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

岡部部会長

ありがとうございました。以上、4番から8番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可

相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長

10ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。
事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中係長

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、11件であります。

11ページをご覧ください。

62番、船木 字高祖、畑1筆、譲受人は、(4-1)さん。

内容は、休憩所 41.07平方メートル、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

なお、本事案は違反転用事案ですので、平成29年 4月 5日に農地部会長、地元農業委員である矢野 重明委員、申請人及び事務局職員出席のもと違反転用小委員会を開催しましたので報告します。

お手元に関係資料をお配りしていますので、お目通し願います。

4ページから、8ページにかけて順に、申請書、位置図、土地利用計画図、始末書、となっています。

次に経過についてご説明いたします。

譲受人である法人が平成11年頃本申請地に土地所有者の了解を得て、従業員用のプレハブの休息所を建築したとのこと。平成16年に本申請地を申請人が相続により取得したのであるが、今回土地を調査する機会があり調べたところ本申請地は農地の転用許可を受けておらず無断転用であることが判明したため、平成29年3月15日農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出されたものである。

本事案につきましては、農地に原状回復することは生活に支障をきたすため困難であり、申請人も今回の違反転用について十分反省しており、また、周辺地に対して特に悪影響を及ぼすことが認められないことなどから、今回の追認については、やむを得ないという結論に達していることをご報告します。

63番、坂井町三丁目、畑1筆、譲受人は、(4-2)さん。

内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地 75.79平方メートル および農道(用途廃止予定) 26.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

64番、郷二丁目、田1筆、譲受人は、(4-3)さん。

内容は、自己住宅 127.12平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

12ページをお開きください。

65番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(4-4)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

66番、中村二丁目、畑1筆、譲受人は、(4-5)さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟) 238.86平方メートル、一体利用地として、宅地10.86平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

67番、御蔵町、畑2筆、譲受人は、(4-6)さん。

内容は、露天駐車場、一体利用地として、公衆用道路 399.00平方メートルがあり、農 地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

68番、高津町、田3筆、譲受人は、(4-7)さん。

内容は、建売住宅(2戸) 110.12平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

69番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(4-8)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

70番、宇高町三丁目、畑1筆、譲受人は、(4-9)さん外1名。

内容は、自己住宅 62.93平方メートル、一体利用地として、宅地 78.34平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

71番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(4-10)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

72番、萩生 字岸ノ下、田1筆、譲受人は、(4-11)さん。

内容は、サービス付高齢者住宅 519.00平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

以上、62番から72番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお

願います。

岡部部会長 以上、62番から72番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。
(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 15ページをご覧ください。
参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての報告事項ですので、お目通しをお願いします。
以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。
よって、これもちまして平成29年第5回新居浜市農業委員会農地部会を閉会いたします。

14時54分閉会

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委員

委員